









はら いちろう 常務理事

•座談会• Round-table Discussion

Society 5.0時代の 規制・制度

も求められている。本座談会では、政府、経済界、 ベーションを促進する規制・制度の構築が何より に向けて未来志向の規制・制度を構築することが

月刊 経団連 2020 · 12

社会全体のデジタル化に向けた規制改革の推進

1. オンライン診療・服薬指導、オンライン教育

- ▶ デジタル時代において最大限これらの活用を図るべく、恒久化、拡大し改革を推進
 - 安全性と信頼性をベースに、オンライン診療を初診も含め原則解禁 電話ではなく映像を原則化することで合意。【2+1 (厚労大臣)】
 - オンライン授業やデジタル教科書について、規制をなくしていく方向で一致。【2+1(文科大臣)】

※2+1:平井デジタル改革担当大臣、河野規制改革担当大臣と関係閣僚とで行う規制改革・デジタル関連の打合せ

2. 押印の見直し

- ▶ 行政手続における不要な押印の見直しを推進
 - 各府省に対し、押印見直しの検討状況(存続の場合はその理由)を提出するよう通知
- ▶ 民間における手続についても見直し
- 3. 書面·対面規制の見直し
- ▶ 行政手続、民間同士の手続を見直し
- 4. 常駐・専任義務の見直し
- 5. 税・保険料・手数料等の支払いのデジタル化
- 6. デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション
- ▶ デジタル化を阻害する規制・制度の見直しとともに、デジタル技術がもたらすイノベーション・付加価値を享受できる よう、規制・制度を最新化
 - 例:デジタル技術を活用した最先端の医療・介護

公

- :放送・通信の融合
- 7. テレワーク推進の観点から、時間や場所にとらわれない働き方の推進
- ▶ 労働時間管理や労働環境などの労働関係の規制・制度について、テレワーク推進の観点から明確化、柔軟化等

出所:経済財政諮問会議資料

者については個人情報保 続きの電子化、 共団体については行政手 があります。 を分けて見るという方法 的部門と民間部門の規律 1つの視点として、 国や地方公 民間事業 知

様々な検討 デジタル関連法

7

系立って作られているわ 成するもので、 統的な法分野の です。憲法・民法等の伝 も非常に裾野の広い分野 法」と言い換えることも 報法は「デジタル関連 を研究してきました。 に情報法に関わるテーマ しさがあります。 けではないという点に難 一来ますが、 や個人情報保護を中心 私は、プライバ 法学の中で 全体が体 一部を形

連法の主な領域と言えます。

ます(図表1)。

化に対応した動きが見られます。今年は個人 違法ダウンロー 年ごろからは、 策が展開されるようになります。その後、2 情報保護法が改正され、さらに官民の規律を 2000年の「IT基本法」制定により高度 情報通信ネットワーク社会の形成に向けた施 体化するための議論が、 デジタル技術を巡る規制・ 03年の個人情報保護法の制定、 著作権法などの知財分野でも ドの刑事罰化など、デジタル 内閣官房の検討会 制度につい 2 0 1 0 て、

違法商品、危険な商品への対応、消費者への広 加させていただいている消費者庁の検討会で 規律のあり方が検討されてきました。私が参 引委員会、消費者庁など、様々な政府省庁で 消費者委員会、経済産業省、総務省、公正取 ットフォーマーの役割が議論されています。 消費者が一方当事者となる取引において 紛争解決のあり方などにおけるプラ

対応出来ていない規制 ビジネスモデル テクノロジー 14年の創業、従業員数 0

識しております。 求められる中、規制改革の必要性を改めて認 社会の大きな変化、特に急速なデジタル化が 況に合わせた規制の見直しが必要です。また、 化、デジタル技術の急速な普及など、 今回の新型コロナウイ ルスの感染拡大を受け

要な規制改革を提言して 見据えた新たな技術・サービスの導入」に必 会議や関係各省に対し、 革要望を毎年度集約し、 っているビジネス上の課題の解決」「将来を 経団連では、全会員企業・団体から規制改 政府の規制改革推進 います。 「各社が今まさに困

的な取り組みをお話しいただきたいと思います 場から規制・制度改革に対するお考えや具体

まずは、自己紹介を兼ねて、それぞれのお立

積極的に提言すべき

制・制度のあり方について議論したいと考え はその先に我々が目指すSociety 5.0時代の規

本日は、

足元の規制・制度改革、

さらに

•

度

革

改め

られ

少子高齢化、

経済活動のグロ

政府に働き掛けを行っているところです。 20年度の新規要望など75件を取りまとめ、 対面原則の撤廃について会員企業から事例を 応として、テレワークを阻害する書面・押印・ 型コロナウイルス感染の拡大を受けた緊急対 度改革に関する提言」を、 として「Society 5.0の実現に向けた規制・制 2020年3月には、2019年度の要望 政府へ提出しました。10月には、20 続く4月には、 新

時田

菅内閣は、9月の発足以来、

行政改

代に即した規制改革を

強化」を目指して、規制・制度改革を推進し

経済界としても、

政府と足並みを

民間主導の経済社会の活性化と競争力の

揃え、これまで以上に、積極的に提言してい

くべき時と考えています。

当委員会では「簡素で効率的な政府のもとで

行政改革推進委員長に就任したところですが、

ています。

規制改革に力を入れておられると認識し

私は2020年度から、経団連の

力会議、 8年前から経済財政諮問会議、 未来投資会議、 ある . は C S

産

の経過とともに陳腐化し、

国民の利便性や円

規制は必要に基づいて創設されても、

滑な経済活動などを阻害することがあります

に携わっています。 改革推進会議の議長として、 どにおいて、 わってきましたが、20 TI(総合科学技術・イノベ 政府の経済政策、 19年10月から規制 規制改革の推進 ション会議)な 成長戦略に関

中で、 増しており、 制も強化されました。社会が急速に変化する を大胆に推進していくことが同会議の役割で 題には規制体系の変革を迫るなど、規制改革 常に規制の必要性を点検、見直し、新たな課 国力は間違いなく失われます。そうした中、 の改革、デジタル化に乗り遅れると、日本の が世界的な潮流となる中、 っています。 ド感をもって推進していく所存です。 経済のグローバル化が進展し、デジタル化 2019年から会議体が常設化され、体 規制改革を不断に行うことの重要性は 時代に即した規制改革を、スピ 時宜を得た組織改編であると思 サプライチェーン

総点検という3つの課題を設定し、社会全体 第3にデジタル技術の進展を踏まえた規制の ンライン診療・服薬指導、オンライン教育、 をアジャイルに進めるべく、議論してきまし ンという3つのキーワードのもと、規制改革 に書面・押印・対面規制の見直し、第2にオ この1年、グローバル、デジタル、オー 中でもデジタルの規制改革として、第1 プ

競争などの各領域での規律が、デジタル関

で進められています。 プラットフォーマー の関係では、内閣府の

電気主任技術者

産業監視制御システム

WEBカメラで

発電量データ等を

モニタリング

太陽光発電設備

感染拡大の防止

自家用電気工作物

ています。 ションテックという新分野で事業を展開し 人のスタ 経営の意思決定を高度化するS 具体的には、 トアップで、 AIで社内の暗黙知 主にイノ N

> ラ ス

> > ビス「ideagram」

0)

大企業と

ッ

プの協業マッチングを行うオン

- 「VISITS innovators」

運営などを行ってい インプラットフォー

ます。

図表2 ヘルステックの飛躍的普及 - オンライン化と医療ビッグデータの構築-

迅速な研究開発 • 治験の同意取得の迅速化

オンライン診療

(薬局外からの) オンライン服薬指導





ショ

ン促進税制」が導入されるなど、

2020年4月に「オープンイ

ノベ

ションという観点から見

つつあると感じています。

業界別には、Airbnbの民泊やUber

• 国・自治体の個人情報取扱の統一

一人ひとりに対する(予防)医療の提供

出所:「改訂版Society 5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」から事務局作成

こうした状況の

中

コロナ禍で我が国の

が浮き彫り

りとなり、

くあると感じています。

は商習慣が追い

7

いない部分が多

制度、

」に関する規制など、

テクノロジー

Ŕ

シェアとい

った「シェ

ア

ij

ン

グエ

コ

• 匿名加工情報の基準明確化 感染拡大の防止 あるい 改めてデジタル化、 経済社会システムの脆弱性 ビジネスモデルの進化に対して規制・

おける規制

制

度改革

ウ

•

コロナ

従業員がこれまで以上 ク勤務を基本 $\lceil \mathrm{Work}$ -スに出 こンを創 \mathcal{O} 出所:「改訂版Society 5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」から事務局作成

働き方として

にお話しいただけますか

制度上の課題につ

てもう少し具体的

時田委員長、

コロナ禍で明らかになっ

ション(DX)を急ぐ必要性が増してい

ま

デジタ

ランスフォ

追い 林議長からご紹介 議がどのような取り こうした課題に対して、 61

ころが、

先述の通り、

産業医はオフィ

Life Shift」を推進し、テレワ

その利用率は8割に達してい

・ます。

変革をさらに加速し、

イルス感染の拡大を契機にDX企業へ

に高い生産性を発揮し、

イノベ

ーショ

[し続けられる新し

コロナ禍を てのト 1] ガー

きましたが、 デジタル化を中心的なテー いう認識のもと、 るところです。 規制改革の議論は、 今や待ったなしの状況であると スピード感をもって進めて コロナ禍以前から マとして行わ れて

専属産業医

他社オフィス・病院等から

健康管理や面接指導、

衛生教育

各社オフィス

生産性・安全性の向上

要請がありました。 対応措置の取りまとめに当たり、 大を踏まえ、 2020年3 安倍晋三首相(当時)から、 新型コロナの 2 つの 感染拡 緊急

図表3 デジタル技術を前提とした規制・制度の見直し

- DXを推進し、常駐・専任要件を廃止すべき-

建設専任技術者

オンライン会議ツールや

仮想デスクトップ等で

テレワーク

建設営業所

多様な働き方の実現

1つ目は、

オンライン診療と遠隔教育の活

盛り込むことが出 感染症対策に関する特命タスクフォ 3月31日の経済財政諮問会議の議論 4月1日には「新型コロ 4月7日の政府の緊急経済対策に 遠隔教育の活用を巡る意見を取 ライン(電話)診療および服薬 ナウイルス -ス」を

業活動や勤務実態の急速な変化に規制改革が とを前提とした法制度が多く残っており、 しなければならないなど、 ついていないと感じています(図表3)。 ただきたいと思います。 組みを進めてきたか、 規制改革推進会 出勤して働くこ 企 特例的な措置ということになります。

検証を行う」との付帯事項があり、 者が適切な対応を受けられる仕組みが整備さ 酬上の取り扱いの見直しを行い、 れました。 オンライン(電話)診療および服薬指導に 初診対面原則の時限的緩和や診療報 ただし「原則として3カ月ごとに 希望する患 0

ことを提案してい 負担の軽減のための必要な財政措置を講じる 2021年度からの本格実施に向けて補償金 権法(20 講ずることを明確化しました。また、デジタ 整備をはじめ、 遠隔教育については、ICT環境の早急な の資料配布を原則許諾不要とする改正著作 8年5月25日公布)を即時施行 教育機会確保のための施策を ・ます。

対応としては、 対応が行われることとなりました。 法令に根拠の を取りまとめるよう要請がありました。これ 度・慣行の見直しについて、 緊急提言を受け、 を受け付け、 2つ目は、書面・押印・対面規制の見直 具体的要望のあった行政手続きについては 4月27日の経済財政諮問会議における 経団連はじめ4経済団体からの要望 各省庁に検討要請を行いました ない 必要な検討を行い、 押印を求 押印や書面提出などの めないなどの緊急 緊急の対応措置 法令や通 恒久的な 制

デジタル化の遅れパンデミックで露呈 ンデミックで露呈し

こうした取り組みを阻害する規制・制度につ 触型の技術・サ ネスのあり方が大きく変わり、 委員会が今夏実施したアンケー これまで規制改革が進まず、 たことは否めません(図表2)。 した。オンライン診療やオンライン教育は、 が国のデジタル て多くの改革要望が寄せられています。 ービスの導入が加速する中 化の遅れが露呈してしまい 今回のパンデミッ 普及が遅れてき 非対面 行政改革推進 トでは、 クで我 ビジ

害しているのです。 となっているために、 整備なケー テレワークに切り替えられないことがありま ンライン会議で技術的に代替可能であっても ーンによる技術の活用が包含されず例外扱 けられているために、 有資格者について、 例えば専属産業医や電気主任技術者などの ビスの迅速な導入に対して、 また「新しい生活様式」にも有効な技術 非対面物流・ 制度設計の段階で、 スもあります。 「常駐」「専任」が義務付 無人点検の社会実装を阻 手続きが不明瞭・ 遠隔監視システムやオ 道路交通法や航空 ロボッ 法制度が未 やド 口

2020年7月 から、 新型コ

デジタル手続法の概要

ります。

デジタル技術を活用し、行政手続等の**利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化**を図るため、 行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する ②ワンスオンリー: 1度提出した情報は、2度提出することを不要とする

③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 国の行政手続(申請及び申請に基づく処分通知) について、オンライン化実施を原則化 (地方公共団体等は努力義務)
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施 (電子署名等、電子納付)

添付書類の省略

• 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に 係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備 (登記事項証明書(令和2年度情報連携開始予定)や 住民票の写しなどの本人確認書類等)

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

オンライン化、添付書類の省略、情報システムの共用化、 データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等

デジタルデバイドの是正

• デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正 (高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合 に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

出所:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略本部資料から抜粋

特別定額給付金の たオンライン申請が、 られるところです。 個人単位で見ると、 タル」を使 0

軽減するかが問題とな 政的負担をどのように 標準化が不可欠ですが 電子化にはシステムの 多いとも感じています するには、まだ課題が 受けられる環境に到達 タル化の恩恵を十分に 自治体側の事務的・財 行政側の課題として 特に行政手続きの 私達がデジ

者側の意識改革も求め 指摘されており、 実に乖離があることが クが減らず、 印処理やペーパーワー が浸透しない原因に押 事業者の課題として 小企業のテレワー 理想と現 事業 ク

> 出来るようになります。 格確認や薬剤情報の共有などがオンラインで 険証として利用出来るようになり、保険の資 度が効果的に機能することが鍵だと考えて 日常生活に直結した仕組みになってくること ますが、マイナンバーカードの交付枚数率は うまく照合できないという問題と相まってス した。私は、行政手続きではマイナンバー制 ムーズに進まないという報道がなされていま 1年3月からはマイナンバーカー 人口比で約2割にとどまっています。 マイナンバ ドが健康保 ー制度は $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 2 \end{array}$

論するポイントを明確にし、 る心情的な問題をクリア出来るのか、 匿名性をどう担保するか、データ使用に関す を大量に学習デー 例えば、ディ 権や肖像権といったプライ 利便性、 確認が簡単に行えるようになり、 時代における「新しい生活様式」も変化して 的になっています。これにより、 でAIのアルゴリズムを生成することが一般 ニングを活用した画像認識技術によって本人 くると考えられます。例えば、ディープラー ング技術の飛躍的進歩で、大量のデ 同意がない利用が肖像権を侵害しないか、 安全性は向上します。 特にウィズ・アフタ ープラーニングにおいて顔写真 タとして用いる場合、個別 バシー 透明性を高めて 一方で、著作 -保護の問題 ユーザーの 人々の利便 コロナの など議 -タ学習

石井

害しているという側面もあり、どこまで規制 を取れる均衡点を見つけ、 Aなどのプラットフォー していかなければなりません。また、 はじめとする新サ 特に、デー の確保と利便性の追求とが適切なバランス 大きなテー 夕の所有権問題は、 市場における公正な競争を阻 その基準なども整備して マです。個人のプライバシ ービスを展開していくうえ マーによるデータの 制度を構築 情報銀行を G A F

ついて、

プライバシー

の確保と

で便性の

追求とのバランス

っています。

特に過去10年のディ

・プラー

より良質なデータが価値を持つようにな

AIなどのデジタル技術が進歩する中

るとのことですが、

松本代表は、デジタル技

術の普及にあたっての規制・制度上の障害に

どのように感じておられますか。

コロナ禍を変革への契機、

トリガーにしなく

いく必要があります。

今後も鋭意取り組んでいく必要があります。 デジタル化を前提とした恒久的な対応として

てはならないと思っています。

政府もスピード感をもって取り組んでい

分野ではどのような課題があるでしょうか ことが必要だと考えています。 りますね。石井先生、デジタルガバ データの利活用に向けて多く

マイナンバーの普及が鍵デジタルガバメント推進には

掲げられています。 出した情報は、2度提出することを不要とす ンストップで実現する)の3つが理念として タルで完結する)、 手続法」(図表4)では、①デジタルファ ービスを含め、 テレワークの普及とともに、 (個々の手続き・ ③コネクテッド・ワンストップ(民間サ 2019年5月に成立した「デジタ 複数の手続き・ ②ワンスオンリー(1度提 サ ービスが一貫してデジ 行政手続き、 サービスをワ ス

<u>る</u>、

置として一定の成果がありましたが、

社会の

こうした取り組みは、コロナ対応の緊急措

電子署名に関するQ&Aを作成し、

経済団体

などに周知しているところです。

名法における位置付けが不明確であることが

今後の普及の大きな課題であることを踏まえ、

印に関するQ&Aを作成しました。また、 押印見直しの取り組みを促進するために、

うドを活用した電子認証サービスの電子署

ると認識しています。

民間手続きについては、

民間事業者による

押 ク

太郎規制改革担当大臣が、不要な押印の見直

スピード感をもって取り組んでおられ

2019年11月に取りまとめが公表されまし 討会では、 私も関わっている地方税の電子化に関する検 民間取引の双方において、オンラインで一括 制調査会でも同様の意見が出 を一つ一つ進めることが重要です。 きく貢献する施策であり、こうした取り組み 大や税務システムの標準化などが検討され、 して処理が可能な環境が求められています。 行政機関と納税者双方のコスト削減に大 地方税共通納税システムの税目拡 Eされてい 政府の税

た。

が予想されるので、 しています。 ってみる」という意識が出てくることを期待 国民の側にも 「まずは使

求めら 規制・ Society 制度のあり方 れる 5.0時代に

課題を解決し、 Society 5.0時代とは るべきかについてうかがいたいと思います。 だきましたが、 の先、Society 5.0時代の規制・制度がどうあ 人々の想像・創造力の融合によって、 ここまで様々な課題についてご指摘いた そこでの規制・制度は、 価値を創造する社会」を指し そうした課題を乗り越えたそ 「デジタル革新と多様な これまでの規 社会の

の課題があ

メント

0



規制改革推進会議では、この1年、グローバル、 (小林 喜光)

デジタル、オープンという3つのキーワードの もと、規制改革をアジャイルに進めるべく、議 論を進めてきた。特に社会全体のデジタル化に 向けては、書面・押印・対面規制の見直し、オ ンライン診療・服薬指導およびオンライン教育 デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検と いう3つの課題を設定し、規制改革を推進して いる。今後も、菅首相、河野大臣のリーダーシッ プのもと、コロナ禍での緊急対応の恒久化、「規 制改革・行政改革ホットライン」を活用した国 民目線での規制・制度改革の迅速な実行に取り 組んでいきたい。

課題とは 柔軟なル ル形成に向けた

いくつかコメント

したいと思います。

議はじめ関係機関と連携し、 一気呵成 (時田隆仁) 一方で、

規制体系への見直し、という4つの「切り 規制の見直し、3業規制の見直し、 を用いることを義務付けた規制・制度の見直 えます。そこで私達は、 口」というべき基準を示しました。 な見直しの基準を示すことが有用であると考 っては、ある程度類型化したうえで、 し、②デジタル技術の代替による対面・書面

にDX、規制・制度改革を推進する所存 界があり、 直しについての方向性を示しました。 を取りまとめ、DXに向けた規制・制度の見 22日に「デジタル時代の規制・制度について_ 課題を解決する手段であると認識しています。 でしょう。デジタル技術は、人口減少・超高齢 などの公共サービスの利便性向上も実現する が提供する行政サービス、医療・介護、教育 性向上をもたらします。同時に、国や自治体 人・活用や新たな形での事業展開を阻害する 化社会を迎える我が国にとって、 **事業活動における生産性向上と消費者の利便** 経済・社会のデジタル化の進展は、 現行の規制・制度での対応には限 このままではデジタル技術の導 直面する諸 企業の

今回のパンデミックで、我が国のデジタ

ル化の遅れが露呈した。経団連会員企業

へのアンケートでは、非対面・非接触型

の技術・サービスの導入や、テレワークの

推進を阻害する規制・制度について、改

革要望が多く寄せられた。Society 5.0

はDXがもたらす未来社会であり、企業

や社会全体のDXを加速する方向へと制

度やルールを変革することが急務であ

る。経団連としても、規制改革推進会

である。

場面も出てきます。そのことを認識したうえ

規制・制度の見直しを考える必要があり

デジタル時代の規制・制度の見直しにあた ①特定の技術・手法 (4)柔軟な 具体的

推進会議でどのような議論がなされているの

ご紹介いただきたいと思います。

この点について、小林議長から、

規制改革

規制・制度改革の方向性

規制改革推進会議は、

2020年6月

制・制度改革の延長線上にはない可能性が高

いと思います

中でも4番目の「柔軟な規制体系への見直

います。 5.0の実現に向けて重要な論点が挙げられて 必要となる対応など、 対応、⑦AIなどの新技術の活用にあたって 対応、⑤デジタル時代に即した権利者保護の 前提とした、新たな規制・制度体系への見直 (公益保護達成のための必要最小限の規制)へ し」については、①官民の情報の非対称性を への対応、④ソフトウエアアップデートへの ②規制手法としてのゴールベース規制 ⑥プラットフォーム型ビジネスへの ③いわゆるコードやア DXあるいはSociety ーキテクチャ

めているところです。 沿って、改革の必要性の高い規制・制度につ いての見直しの議論を、優先順位を付けて進 規制改革推進会議では、こうした方向性に

ともに進めていかなければなりません。 目指す取り組みが、世界的に進められていま ないよう、我が国も国際社会と対話しながら、 ック」と呼ばれる国民IDを基盤とした、オ ています。こうした動きに後れを取ることの **- プンなデジタル公共インフラの整備を進め** デジタルアーキテクチャの関連では、米国に 現在、アジャイルなデジタルガバメントを 例えば、インドでは「インディア・スタ

技術研究所:National Institute of Standards おいてGAFA、NIST(アメリカ国立標準

technology Promotion Agency, Japan) 傘片 ションを加速するために、同省で「Society 5.0 備の方針について、官民の英知を結集し、アク 足しています。また、デジタル市場の基盤整 の組織として、2020年4月から「デジタ に入っていただいています。 0年からスタートします。中西会長にも委員 に向けたデジタル基盤整備会議」が、202 ルアーキテクチャ・デザインセンター」が発 PA (情報処理推進機構:Information

and Technology) などがアー

-キテクチャ設計

に積極的に乗り出しており、EUもリスクベ

-スのAIガバナンスや、データ利用のガバナ

ンスフレー

-ムワーク策定に取り組んでいます。

我が国でも、社会システムの信頼性を高め

技術的なイノベーション創出を推進す

経済産業省の政策実施機関である

れることを期待しています。 共同議長のお一人なので、経団連を含めて国 するというもので、日本は議長国としてアジ を含むマルチステークホルダーで議論・発信 るテクノロジーの設計、展開について、 GS)」が東京で初開催されます。 際的な規制・制度に関する活発な議論が行わ エンダ設計にも参画しています。中西会長も フォーラムのもとで、第4次産業革命におけ テクノロジー・ガバナンス・サミット(GT 2021年4月6~7日に「グローバル 世界経済

石井教授のお考えはいかがでしょうか。 小林議長から発言のあった論点につい

> ます。 もので、 り、それらは、 個人情報保護法やマイナンバー法など、省庁 それは、とりもなおさず規制主体と規制対象 報関連の法令は非常に難易度を高めています。 法律の世界に身を置いてきましたが、社会の から事業者向けのガイドラインが多数出てお の情報格差を広げることになりかねません。 ています。 オンライン化が進むに伴い、規制のルールが 個人情報保護法制をはじめとする情 特に「デジタル関連法」が最たる 数も増えてきていることを実感し 官民の情報の非対称性です。 情報発信の役割を果たしてい

本の法制度の性質を変えるのはたやすいこと 執行するためには、法的根拠が必要になるた 業者に規律を課して、違反があった時に法を に今日まで運用されています。行政機関が事 感じています。他方で、国の法令を概括規制 りまとめがなされており、ご指摘の通りだと 括的な規律を行うにとどめるべき」という取 ではなく、 のもとに動かすことが出来るかは課題です。 規制改革推進会議では「法令レベルでは概 日本の法令は行政法が多く、それをベース 規律も細かくなりがちです。こうした日 長期的に見ていく必要があるでし

2020 · 12 月刊 経団連

12

月刊 経団連 2020:12



AI等のデジタル技術が進歩する中、より良 質なデータが価値を持つようになった。デー タ活用によって、人々の生活の利便性は向上 する一方、著作権や肖像権といったプライバ シー保護の問題が生じる。利便性とプライバ シーのトレードオフ問題に対し、適切なバラ ンスを取れる落とし所を見つけ、規制・制度 を構築していかなければならない。Society 5.0のようなデジタル時代には、イノベー ションに向けて「まずはやってみる」という アプローチを採用するべきであり、その前提 として失敗に対する国民的許容度を高めてい く必要がある。 (松本勝)

る環境や仕組み」といった概念であり、著作 する」ようなことを指します。「技術的なル いう事後的ルールの設定が伝統的な法規制で ルが法規制と同等の役割を果たす」という 一方、

は「無断複製を禁じて違反に罰則を科す」と コピーやダウンロードが出来ない技術仕様と 権保護のため「作品のデジタルデータ自体を アーキテクチャは「行為を制約す

特性があります。 ものであり、普段は意識しづらいですが、実 のは、こうした目的達成手段の代替性を指す も関係ないという、 グラム修正一つで簡単に変更出来、 よりアーキテクチャは見えにくく、 いう例はほかにも多くあります。 自然人や法人の行動を大きく左右していると フォーマーによる制度設計のあり方こそが、 従って、 特にサイバー空間においては、 法によるペナルティーよりも、プラット アーキテクチャに対するルール リアル空間とは全く違う リアル空間 国境の壁 またプロ

為規制を明確にするルールベースだと、その 規制については、これまでのように細かな行 らかにするゴールベースにすべきだと考えま ん。価値観を共有して目指すべきゴールを明 スピード感や柔軟性の観点から対応出来ませ

「まずやってみる」ための制度設計

代は、様々なテクノロジーの進化とそれによ 最適な規制・制度を考案するのは不可能だと うな変化に対し、事前に全ての影響を予測し、 る人々の行動変容が複雑かつ相互に影響し合 った結果として構築される社会です。そのよ また、Society 5.0のようなデジタル時 進の必要性が明らかとなった。ウィズ・ポ ストコロナの時代を見据えて、オンライン (石井 夏生利)

コロナ禍によって、デジタルガバメント推

で一貫した行政手続きが出来るようになる ことは、我々国民の生活にとって不可欠で ある。政府には、事業者のデジタル化を推 進する規制緩和、マイナンバー制度の普及 を含め、一層の推進を期待する。一方、事 業者には、オンライン化に向けた意識改革 を期待したい。特に日本企業の大部分を占 める中小企業の意識が変わらなければ、行 政側が手当てをしても、オンライン化は進 まない。

法違反のリスクを回避出来ます。 者は、公正競争規約を守っていれば景品表示 する業界の自主ルールを作るもので、食品、 者庁長官の認定を受けて、表示・景品類に関 これは、事業者などが公正取引委員会と消費 法の公正競争規約という仕組みがあります。 このように、法令をベースとしない、 家電の分野などで作られています。

促す原則として「人間中心のAI社会原則」 軟なルール形成が進むのではないでしょうか 学会、IEEE、日本の内閣府、総務省など 認定を受けることでルールが運用される例も などが策定されています。 てきました。内閣府では自主的な取り組みを 国内外で非常に多くの原則、指針が策定され OECD、EU、ホワイトハウス、 あります。このような制度が普及すると、柔 いは法令をベースとする場合でも自主規範の 3つ目は、AI対応です。 AIについては、 人工知能 ある

変わりつつあるルー

公正競争規約、るルールづくり

AI社会原則

総務省と経済産業省の検討会が認定指針を作 個人情報の自由な流通を促す取り組みです。 ことなく、個人が同意した一定の範囲で、 いうもので、官民が協力して仕組みを作り、 人情報の第三者提供を情報銀行に委任すると 日本IT団体連盟が情報銀行の認定を行

2つ目は法制度に基づく場合で、景品表示

どのようなものでしょうか。 えるうえで、アーキテクチャの重要性とは、 証を行う必要はあるだろうと考えております。 れません。いずれにせよ、諸原則ブームの検 制を政府が促していく形が望ましいのかもし るべき時期が来るかもしれませんし、 けて、細部を自主的な規範に委ねる手法を取 も発展途上ですので、どこかの段階で諸原則 を回避出来るのか、 が到来していますが、それでどこまでリスク のか」という点はこれまでの法制度では非常 ります。規制改革推進会議の取りまとめの中 場合もブラックボックス化が共通する問題とな 様々な場面でのリスクが挙げられ、いずれの ライバシー、セキュリティー、著作権侵害など 検討した場合には、自動運転事故に限らず、プ について言及がありました。規制・制度を考 の効果を評価する必要があると感じています。 に扱いにくい課題です。現在は諸原則ブー で触れられているように、「誰が責任を負う いずれは概括的な基本法のようなものを設 AIの利活用をリスクベースのアプローチで 小林議長と石井教授からアーキテクチャ AIも関連ルールの形成 自主規 Δ

ガールベースへ 規制はルールベースから

みをご紹介したいと思います。

そこで、第2に、共同規制的な取り組

1つ目は、松本代表からも言及のあった情

報銀行です。

これは、

新たな法制度を設ける

例えば、 ある映像作品の著作権保護で

は事業者の自由な活動を容認、その後、歩道 分析し、その結果をもとに規制や制度を構築 ない分野に関しては「まずやってみて影響を う事例があります。 るみに出たので、 を邪魔する、景観が悪くなるなどの問題が明 す。代表的なものとして、乗り捨て可能な で縛るのではなく、命に関わる重大な懸念が フランシスコなどでは、事前に厳しい法規制 e-scooter」のシェアリング事業では、 していく」というアプローチを採用していま そこで、テクノロジーの進歩の激しいサン 順に規制を導入した、と 初め

思います。

ければ、活用は進まないと思います。 雑さのほか、リスク回避を最優先に考える ものにとどまる印象です。一昨年、我が国に 施されてきたものの、あくまで新たなチャレ も約20件しか利用がないそうで、手続きの煩 も導入された「規制のサンドボックス制度」 ンジはほかに弊害がない範囲という限定的な 「保守的マインド」そのものを変えていかな 日本でも特区など地域限定の規制緩和は実

では失敗がつきもので、 は起こせません。当然、チャレンジをする過程 試したことがないチャレンジに意味がありま す。前例主義を前提にしてもイノベーション そもそもイノベーションとは、世界で誰も 失敗に対する国民の

14

ぜか。既得権益者を擁護するあまり利用者の 許容度もかかわります。Uberが他国で解 準と同等の規制レベルを保つべきだと考えます。 利便性を損なうのでは、世界から取り残され 禁されているのに日本で認められないのはな どのようにお考えですか。 るのではないか、と感じます。我が国も世界基 ここまでの議論について、 時田委員長は

発想の転換が不可欠官民双方の

と考えます。具体的には、小林議長、石井教 な規律を主とした規制・制度のあり方が有用 間も自主ルールのような形で関与する緩やか 制度やルールを変革することが急務と考えま 線上にない技術・サービスなどが出現するこ 授も指摘されたように、 を持った制度設計が今まさに必要なのです。 やはり企業や社会全体のDXを促す方向へと とも想定されます。皆さんもご指摘の通り、 の利活用が可能となります。これまでの延長 に実装されるとともに、国境を越えたデータ であり、デジタル技術が社会のあらゆる場面 そのためには、官の規制のみではなく、民 革新的な取り組みに対応し得る、柔軟性 Society 5.0はDXがもたらす未来社会 政府が設計するゴー

> 効な手段となり得ると思います。 ラインや行動規範を公表する共同規制は、有 ルベース規制のもと、民間が自主的なガイド

化出来るのではないでしょうか。 ることで、事前規制や点検・報告義務を最小 自主的に、安全状態の把握に必要なリアルタ イムデータやモニタリング結果を官と共有す 例えば、設備の安全規制について、民間が

装備する技術の規格・スペックを中心とした たされているかを規定するというアプローチ めに、どのような保安基準や定性的要件が満 規制から、事故を起こさない、衝突しないた に変えることが考えられると思います。 また、自動運転車の車両規制では、車両が

担う必要があります。こうした人材を育成し 以上にステークホルダーに対する説明責任を 体的にルールメイキングに関与し、これまで 見直す必要があります。また、民間はより主 民双方の発想の転換が不可欠です。官にお ていくことも課題です。 ては、許認可や行政指導のあり方を抜本的に こうした柔軟な規制・制度の導入には、官 11

グローバルな規制・制データ流通に向けた バルな規制・制度の調和

界に広く展開するためには、 時田 また、イノベーティブなサービスを世 データの越境流

> を促進し、ひいては新たな社会課題解決モデ 通加速に向けた制度整備も欠かせません。デ ルの構築にも繋がることが期待されます。 ータ利活用は、経済や社会のイノベーション

取り組みだと思います。その実現には、各国 Flow With Trust)は、まさにこれを目指す くると考えます。 における、規制・制度の調和が重要になって 日本が提唱しているDFFT(Data Free

「Dignity(尊厳)」のレベルまで議論するとい そこで論じられていたのは「Data Dignity Rights(人権)、Human Dignity(人間の尊厳) 議では、サステイナビリティの文脈で、Human うことを実感しました。 うのが、今のグローバルな潮流なのだ、とい (データの尊厳)」です。データの取り扱いを バルICTのCEOセッションに出席した時 に関する議論が進んでいますが、私がグロー 2020年の世界経済フォーラムのダボス会

けないでしょう。 クス化に努めていますが、同時に「人間のた ジーカンパニーとして、AIのホワイトボッ めのAI」とするためのAI倫理に関するデ ィスカッションも活発にしていかなくては 最後に、AIについても、当社はテクノロ

カッション、 そうした日本全体のデータに対するディス AIやテクノロジーに関する倫

んだ形になってしまうのではないかと危惧し 理観の議論などを並行して進めなければ、歪

計を行ううえで、ボトルネックとなり得るの はなんでしょうか。 多様な取り組みの必要性が提起されまし 我が国においてこうした柔軟な制度設

「心の規制改革」も必要

望む改革があれば、ぜひ教えていただきたい 改革の障害となっている部分があるのではな 時田 いでしょうか。 大企業側の慣習や仕組みが規制・制度 スタートアップから大企業に

失敗する確率が高いので、減点式の評価制度 度改革が重要だと感じています。 担当者とのやり取りを通じて、社内の評価制 出来ていない企業があるのも現実です。 プの危機感やビジョンが、現場レベルと共有 りになることもしばしばです。大企業のトッ をせず、スタートアップからの情報収集どま では担当者はリスクを負ってまでチャレンジ 大企業のイノベーション推進に関わる 新規事業は

でユニコーン企業が生まれにくいのは、マイ 小林 「心の規制改革」が必要ですね。 日本人は、 老いも若き

> 松本 今回のコロナ禍は、その意味でも良い ダメだ、と気付いたのではないでしょうか。 なんか起こさなくても良い」という意識では ちの会社は絶対に潰れない。イノベーション きっかけになると思います。多くの人が「う す。デジタル以前にメンタルの部分が重要で もガッツを失ってしまっているように見えま 心の岩盤を砕く必要があると思います。

総括として 政府・経済界の役割

中で、政府や経済界はどのような役割を担う 最後に、こうした規制・制度を整備していく 制度を組み合わせていく姿が見えてきました。 べきか、総括いただきたいと思います。 ーキテクチャ、共同規制など適切な規制・ 今日の議論を通して、既存の枠を超えて、

全体的な見直しを デジタル関連の法制度の

推進しやすくする規制緩和とともに、 て不可欠になります。事業者がデジタル化を 出来るようにすることは、我々の生活にとっ 石井 政府に期待したいのは、やはりデジタ ける行政手続きをオンラインで一貫して処理 ルガバメントの推進です。政府・自治体にお マイナ

> 的に取り入れていただきたいと思います。 リスクを回避出来るような制度も、より積極 使い勝手の悪い制度の廃止も含めて、法制度 直していただき、使われていない、あるいは 度は非常に複雑化しており、特に中小事業者 の整理を行う時期に来ていると感じています。 れます。デジタル関連の法制度を全体的に見 の担保が難しかったり、出来ていなかったり の実務ベースに落ちた時にコンプライアンス 冒頭に述べましたように、情報に関する法制 の仕組みを設けて事業者がコンプライアンス する場面が増えているのではないかと推測さ すく柔軟な制度設計にも期待を寄せています。 ンバー制度の普及を含め、一層デジタルガバ メントを推進していただきたいと思います。 そのほか、共同規制や、法制度の中で認定 また、デジタル関連法における、分かりや

務フローも変えていくべきだと考えます。 ます。また、押印の必要のない文書について 当てをしてもオンライン化は進まないと思 向けた意識の改革です。特に中小事業者につ 企業の意識が変わらないと、行政側だけで手 きますが、日本の企業の大部分を占める中小 がないから進めなくて問題ないという声を聞 いては、オンライン化しなくても仕事に支障 事業者に期待することは、オンライン化に オンラインだけで処理出来るように、

16

を何度も見てきました。

そもそもイノベーションとは誰も挑戦した

ていきたいと思います。 で以上に民間の役割が重要になると考えてお 経団連としてもリーダーシップを発揮し

推進会議の役割

油を大量に燃焼し、環境を破壊してきた。そ 蒸気機関、自動車などの発明により、利便 2次産業革命では、人間の手や足を外部化し、 ういう時代でした。 1・生産性を高めました。同時に、石炭や石 人類の歴史を振り返ると、第1次、 第

が始まり、現在の第4次産業革命、それに続 いう認識を持たなければなりません。 くSociety 5.0では、人間の脳まで外部化して ノロジーとバイオサイエンスの時代となりま しまうような、コンピュテーショナルなテク 第3次産業革命からコンピューターの活用 私達は、そういう大きな変革期にあると

デジタルオンリーにしなければならない。 変える覚悟が必要です。2050年前後には 生産性、効率は著しく低下します。穴の開い にちょっとアナログが入ってしまうだけで、 員長が指摘されたように、国のカルチャーを 残るためには、 たバケツに水をくむようなものです。 グローバルな競争の中で、日本経済が勝ち DXが不可欠であり、時田委

> 強化させることが決まりました。これにより、 規制・制度の見直しに直結させる取り組みを 推進会議では、「規制改革・行政改革ホット 目指すものです。 国民目線での規制・制度改革の迅速な実行を ライン」を設置し、ここに寄せられた提案を そうした中、菅内閣発足後最初の規制改革

規制改革に取り組むこととなっています。 規制全般のデジタルトランスフォーメーショ に向けた規制改革、②デジタル時代に向けた、 の回復に向けた規制改革を「3つの柱」とし、 イルス感染症拡大防止および新たな生活様式 当面の審議事項としては、(1)新型コロナウ (3地方を含めた経済活性化・成長路線へ

推進の観点から時間や場所にとらわれない働 育などの時限的措置の恒久化、③テレワーク 革」では、①書面規制、押印、対面規制の見 防止および新たな生活様式に向けた規制改 き方の推進というテーマを掲げています。 1つ目の「新型コロナウイルス感染症拡大 ②オンライン診療・服薬指導、 遠隔教

育成などです。 る自由なデー デジタルビジネスの基盤の整備、 般のデジタルトランスフォーメーション」は 2つ目の「デジタル時代に向けた、規制全 タ流通、イノベーション人材の 信頼性のあ

3つ目の「地方を含めた経済活性化・成長

築していくことが重要であると考えています。 もたらすトータルな利便性向上とリスクをて 組んでいます。そのような共通認識を、政府 可能です。問題を起こしたいと思ってサービ あり、100%の安全の保証をすることは不 ことのない取り組みにチャレンジするもので の中を便利にしたいという思いで事業に取り スを開発している人はおらず、我々はただ世 んびんにかけながら、柔軟に規制・制度を構 国民全体が持ち、イノベーションを

カルチャーを同時に変えていく プロセスや制度、 風土、

デルをベースに新しいサービスが登場した際

例えば、新しいテクノロジーやビジネスモ

に、殆どのケースで問題がないのに、たった

影響力を持つ報道機関まで含めて言えること

れは、国民側だけでなく、彼らに対し大きな

変化に対する許容度が低いという点です。こ

ノベーションやデジタル技術に対する理解や

制・制度について感じるのは、日本では、

イ

イノベーションやAIにかかわる規

許容度を高める 変化や失敗に対する

消費者の利便性を大きく向上させるものであ 制を設けることで方向転換を促すべきですが 自体が、あたかも犯罪者のようにメディアか ノベーションの芽を摘んでいることを意味し れば、そのサービスの閉鎖は日本におけるイ ば解決できる問題であって、そのサービスが もしサービスのアップデートにより改善すれ らバッシングを受けて、社会から消える場面 叩能性のあるサービスについては、一定の規 - 件の問題が起こっただけで、そのサービス 当然、潜在的に社会に大きな問題を起こす 時田 ジになるといっても過言ではないでしょう。 まさに、この国の風土改革、カルチャーチェン 明らかとなった規制・制度改革が、菅内閣の に変えていかなくてはならないと考えていま した。 制改革」という言葉とともに、心に刺さりま もとで加速度的に進展することを期待します。 す。今後、コロナ禍によって改めて必要性が ロセスや制度、そして風土、カルチャーを同時 れば成し遂げられるというものではなく、プ ポストコロナ、Society 5.0時代における規 大企業の問題は、小林議長の「心の規 DXはデジタルテクノロジーを適用す

制・制度のあるべき姿を見据え、着実に前進 していくことが肝要です。その中で、これま

よる地域経済の活性化などに取り組むことと 融機能の強化、観光再生や強い農業の創出に 経済の活性化や国際競争力の向上に向けた金 路線への回復に向けた規制改革」では、地方

社会を実現 デジタル化で 「誰一人取り残さない

しています。

Ŕ 国民のマインドセットを変えるという意味で ます。デジタル庁の新設がその象徴ですが、 でデジタル化を強力に推進することとしてい の維持を妨げている現実を踏まえ、政府一体 にデジタル化の遅れが経済成長、豊かな生活 中に置いて、集中的に取り組んでいます。特 小林 菅内閣では、 大きな意味を持つと考えています。 規制改革を政策のど真ん

会が一丸となって進めていかなければなりま 化に向けた取り組みを、官民問わず、日本社 要な考え方の一つである「誰一人取り残さな せん。経済界の取り組みに期待しています。 するものです。コロナ禍での緊急対応の恒久 い」社会の実現に、積極的かつ効果的に関与 社会のデジタル化は、国連のSDGSの重 本日はありがとうございました。

(2020年10月15日 経団連会館にて)